

（ 令 4 . 1 1 . 8  
総 2 2 - 2 ）

# 参 考 資 料

〔資産課税（固定資産税等）〕

令和4年11月8日（火）

総 務 省

I	都市計画税	.....	3
II	不動産取得税	.....	4
III	事業所税	.....	5

## 都市計画税の概要

- 都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるために、市町村が目的税として課税するもの。
- 都市計画税を課するか否か、あるいは、その税率水準をどの程度にするかについては、地域における都市計画事業等の実態に応じ、市町村の自主的判断（条例事項）に委ねられる。

区 分	都 市 計 画 税
1. 課税客体	原則として市街化区域内の土地及び家屋 (土地：4,243万筆、家屋：3,003万棟)
2. 課税主体	都市計画区域を有する市町村 (課税市町村数 644団体／市町村総数 1,719団体 ※ <sup>3</sup> )
3. 納税義務者	土地又は家屋の所有者 (土地：2,220万人、家屋：2,768万人) ※ 賦課徴収は固定資産税とあわせて行われる
4. 課税標準	価格（適正な時価）
5. 税 率	制限税率 0.3%
6. 免税点	土地：30万円、家屋：20万円
7. 賦課期日	当該年度の初日の属する年の1月1日
8. 税 収	1兆3,296億円（土地7,055億円、家屋6,241億円）

※1 税収以外のデータは、令和3年度実績。

※2 税収は令和2年度決算額。

※3 課税市町村数・市町村総数は令和3年4月1日現在のものであり、東京都特別区は1団体として計上。

## 不動産取得税の概要

項 目	内 容
1. 課税主体	都道府県
2. 納税義務者	不動産の取得者
3. 課税方式	<課税客体> 不動産の取得 <徴収方法> 普通徴収の方法による
4. 課税標準	価格(固定資産課税台帳に登録された固定資産の評価額)
5. 税 率	標準税率 本則4% <税率の特例> 住宅及び土地 3% (R6.3.31まで)
6. 課税標準及び 税額の特例	<住宅・住宅用地の特例> (昭和29年創設) 住 宅 ・課税標準の特例措置 新築住宅→1,200万円を控除 中古住宅→住宅の新築時期により最高1,200万円を控除  住宅用地 ・税額の減額措置(新築・中古とも) 150万円又は床面積の2倍の面積(200㎡限度)に相当する土地の価格の いずれか大きい額に税率を乗じて得た額を減額  <住宅用地・商業地等の特例> (平成6年創設) 住宅用地、商業地等の取得に係る課税標準としての価格を、評価額の1/2に圧縮
7. 税収(令和2年度決算)	3,743億円
8. 沿 革	昭和29年 創設 昭和56年 税率の改正(3%→4%)

## 事業所税の概要

1. 意義	人口30万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税												
2. 課税団体	人口30万以上の都市等（77団体 <sup>(令和4年10月1日時点)</sup> ） ① 東京都（特別区の存する区域に限る） ② 地方自治法第252条の19第1項の市（20市） ③ ②以外の市で、首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域を有する市（8市） ④ ②及び③以外の市で、人口30万以上の市で政令で指定するもの（48市）												
3. 課税客体	事務所・事業所において行う事業												
4. 納税義務者	事業を行う者												
5. 課税標準・税率等	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>課税標準</th> <th>税率</th> <th>免税点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産割</td> <td>事業所床面積</td> <td>600円／㎡</td> <td>1,000㎡以下</td> </tr> <tr> <td>従業者割</td> <td>従業者給与総額</td> <td>0.25%</td> <td>100人以下</td> </tr> </tbody> </table>	区分	課税標準	税率	免税点	資産割	事業所床面積	600円／㎡	1,000㎡以下	従業者割	従業者給与総額	0.25%	100人以下
区分	課税標準	税率	免税点										
資産割	事業所床面積	600円／㎡	1,000㎡以下										
従業者割	従業者給与総額	0.25%	100人以下										
6. 徴収方法	申告納付 法人：事業年度終了から2月以内 個人：翌年3月15日まで												
7. 用途	道路、都市高速鉄道、駐車場等交通施設、上下水道等の都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用												
8. 税収	3,845億円 <sup>(令和2年度決算額)</sup> [資産割 2,717億円 従業者割 1,127億円]												